

人口の動き

人口総数	44,994	{ 男女	22,515	15,979
世帯数	8,600	出生	75	75
転入	217	死亡	17	17
結婚	25	計	38	38
離婚	1	計	1	1
死産	1	計	2	2

(昭和34年8月1日現在、住民登録による)



静岡県富士市平野279番地
 発行所 富士市役所
 発行人 富士市長 遠藤 治
 印刷所 加藤印刷所
 No. 50
 昭和34年8月25日発行

(毎月25日発行)

猛威を振った七号台風

住家全壊33半壊149戸

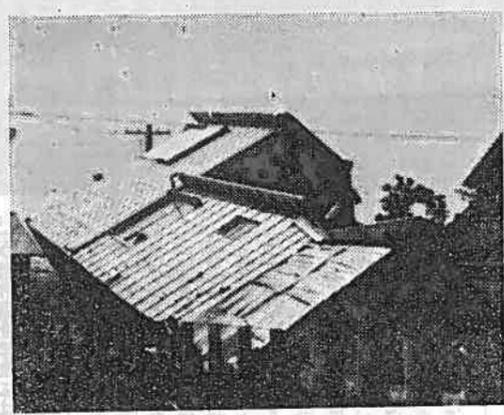
農作物の被害実に二億円 災害救助法発動さる

富士市を襲った七号台風は、六十年来ない大きな被害を残して立ち去って行った。旧盆の八月十四日午前六時三十分ごろ駿河湾方面より北上した七号台風は、最大風速四十余米という強風と雨をもつて流れ狂いアツという間に市内の住家および工場などの非住家が倒壊したのを始め田畑の冠水、橋梁、道路の欠損など市内随所に約五億五千万



特設された対策本部

- ▽非住家
 - (1)全壊 八九戸
 - (2)半壊 一四五戸
 - 計 二一九戸
- ▽教育関係
 - 小学校 一六七戸
 - 中学校 一四九戸
 - その他 一四四戸
 - 計 四六〇戸
- ▽その他の施設
 - (1)市庁舎及び支所 五〇〇万円
 - (2)病院 二二万円
 - (3)東電 五〇〇万円



横倒しになつた美容院 (前田)

- ▽西工業関係
 - (1)建物、機械類 一億八千万円
 - (2)生産品 三千万円
 - (3)その他 二億七千万円
 - 計 四億八千万円
- ▽土木関係
 - (1)道路崩壊四ヶ所 四〇万円
 - (2)木橋崩壊五ヶ所 一八万円
 - (3)木橋破損一ヶ所 二万円
 - (4)市内路面復旧 六五万円
 - (5)河川被害 一六七万円
 - 計 二、〇〇七万円
- ▽電話関係
 - 電柱(折損、倒伏、傾斜を含む) 二五〇本
 - 高圧線切断 二〇ヶ所
 - 低圧線切断 二〇ヶ所
 - 引込線切断 二、〇〇〇ヶ所
 - 変圧機破損 二台
 - 損害総額 約五百万円

罹災者に救済物資を

住家の全壊三十三戸と半壊百四十四戸の半壊家屋を出した富士市は十四日県の災害救助法の発動を受け、市災害対策本部はこれらに罹災者に対し災害見舞金として取りあえず千円から五千円までのおよそ千五百、タオル、学習用品などの救済物資を配付した。

災害住宅資金 貸付のお知らせ

台風七号の災害のため家屋に損害を受けた方に、住宅金融公庫より貸付をいたすことになりました。

総理府統計局ではこの九月一日から十一月三十日までの三ヶ月間にわたり「全国消費実態調査」という統計調査を行うことになりました。

この調査は、全国から七千七百ほどの調査区域をえらび、その地域にお住いのみなさんに家計簿を記入していただく調査であります。

この調査で国民全体のくらしの状態や国の経済計画や政策をたてる場合の重要な参考資料とするものです。

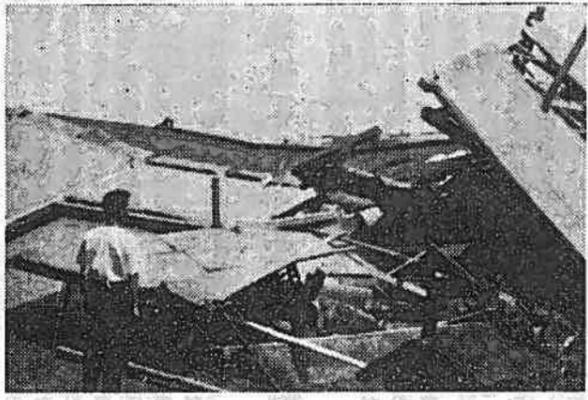
どうかこの調査の趣旨を理解の上、関係調査区域のみなさんのご協力をお願いします。

田子 1234

あなたの生活状態は

全国消費実態調査

- ▽世帯員について
 - (1)世帯主の続柄と氏名(男)
 - (2)世帯員(年齢、勤め先の名)
 - (3)勤め先または自営の事業内容(勤めている仕事の内容)
 - (4)勤め先の企業名
- ▽住居について
 - (1)種類(用途)
 - (2)面積(地代、家賃、間代など)
 - (3)設備
 - (4)その他
- ▽家計簿について
 - (1)現金収入(収入)支出(支出)日計
 - (2)現金収入(収入)支出(支出)月計
 - (3)現金収入(収入)支出(支出)年計
 - (4)現金収入(収入)支出(支出)年計
 - (5)現金収入(収入)支出(支出)年計
 - (6)現金収入(収入)支出(支出)年計
 - (7)現金収入(収入)支出(支出)年計
 - (8)現金収入(収入)支出(支出)年計
 - (9)現金収入(収入)支出(支出)年計
 - (10)現金収入(収入)支出(支出)年計



全壊の日本カフェイン (水戸島)



屋根瓦が崩れ道路も通行止め (新田助六)



倒壊した佐野鉄工場 (前田)

定期検査日割表

(受付時間は毎日午前九時から午後二時まで)

検査月日	検査会場	検査対象
9月3日	岩松公民館	四ツ家、浦町、林町、新町、橋下、四丁河原
4日	同	上町、上中、下中、瀬戸川原、東田、旭町、滝戸、緑ヶ丘
5日	富士第二小学校	南本田、水戸島下、森島、宮下、水戸島南町
6日	同	上横割、十兵衛南、下横割、南北、水戸島
7日	中丸 富士魚市場	中丸、東芝住宅、大昭和住宅、三軒屋、新浜、中丸、小須、田子、鮫島、前田新田
8日	田子浦支所	柳島、川成島、西東宮島、上下五貫島、新田助六、前田旭化成住宅
9日	市役所車庫	高島、藤間、川原宿、塔之木、五味島、水戸島上
10日	同	本市場、本州社宅、国久、平野、一三三四
11日	同	本市場新田、松本、中島上下、新道町、浅間町、榎木
12日	同	本町、中町

定期検査

計量器の定期検査は取引上使用する場合又は証明上使用する場合に於て、計量法の定めるところにより毎年一回実施することとなっております。

本市の定期検査は九月三日から九月十二日まで十日間の日程により行うことになりました。つきまわしては、計量法の定めるところにより毎年一回実施することとなっております。

計量器の定期検査は取引上使用する場合又は証明上使用する場合に於て、計量法の定めるところにより毎年一回実施することとなっております。

計量器の定期検査は取引上使用する場合又は証明上使用する場合に於て、計量法の定めるところにより毎年一回実施することとなっております。